

情報

国民健康保険（国保）、後期高齢者医療制度に加入している皆さんへ  
70歳以上の高額療養費の「自己負担限度額」が変更（8月から）

高額療養費制度とは、同じ月内に医療機関で支払った医療費の合計額について、決められた上限額（自己負担限度額）を超えて支払った分を払い戻す制度です。この上限額は、個人もしくは世帯の所得に応じて決まっています。

《問合せ先》

- 国民健康保険（国保）加入者  
保険年金課（国保係） ☎ 983・2604
- 後期高齢者医療制度加入者  
保険年金課（高齢者医療係） ☎ 983・2710

《7月まで（月額）》

《8月から（月額）》

適用区分	7月まで（月額）		8月から（月額）	
	外来（個人ごと）	外来+入院（世帯ごと）	外来（個人ごと）	外来+入院（世帯ごと）
現役並み 課税所得 145万円以上の人	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% < 多数回44,400円(※2) >	57,600円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% < 多数回44,400円(※2) >
一般 課税所得 145万円未満の人 (※1)	12,000円	44,400円	14,000円 年間上限 144,000円	57,600円 < 多数回44,400円(※2) >
住民税非課税	II 住民税非課税世帯	24,600円		24,600円
	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下 など)	8,000円	8,000円	15,000円

※1 世帯収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合や「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含む

※2 過去12カ月以内に4回以上上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり上限額が下がります。

情報

8月1日(火)からは「藤色」の新しい被保険者証を提示してください  
後期高齢者医療被保険者証（保険証）などの更新時期です

新しい被保険者証（保険証）のご確認を

7月下旬に黄色い封筒で郵送しましたので、住所、氏名、生年月日、性別など記載内容を確認してください。医療機関にかかるときは、必ずこの新しいものを提示してください。

■ 一部負担割合を更新しました

医療機関の窓口で支払う自己負担割合は平成28年中の所得をもとに判定を行い、「1割」または「3割」のいずれかに決定されます。被保険者証の記載をご確認ください。

- ▶ 3割負担の人：平成28年中の課税所得が145万円以上ある被保険者が1人でもいる世帯の人
- ▶ 1割負担の人：上記（3割負担）以外の人



限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）を更新しました

減額認定証をすでに持っている人で、平成29年度の個人住民税が非課税世帯の人には、8月から使用する新しい減額認定証を郵送しました。

■ 新たに減額認定証の交付を希望する場合

対象となる世帯の人が減額認定証を医療機関窓口で提示すると、外来・入院時の医療費、食事負担金が軽減されます。交付には、市役所窓口（保険年金課高齢者医療係）での申請手続きが必要です。

- ☑ 個人住民税が非課税世帯の人
- ☑ 印鑑、被保険者証、マイナンバーカード（または通知カード）
- ☑ 保険年金課（高齢者医療係） ☎ 983・2710

【凡例】 時とき・場場所・内内容・講講師・費費用（記載なしは無料）・対対象・定定員・持持ち物・注注意事項・申申込み（記載なしは不要）・問問合せ

情報

決定通知書は8月中旬ごろお届けします  
後期高齢者医療制度の平成29年度保険料額の決定について

平成29年度の後期高齢者医療制度の保険料は、平成28年中の所得金額と世帯の状況をもとに算定します。個人単位で計算し、均等割額と所得割額の合計が年間保険料となります。(限度額57万円)

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{年間保険料} \\ \text{(限度額 57万円)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \text{39,500円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \text{(前年の総所得金額 - 33万円)} \\ \text{\times 7.85\%} \\ \hline \end{array}$$

保険料の軽減について

所得が一定水準以下の人は、世帯の所得に応じて次のとおり軽減されます。※平成29年度から特例措置が段階的に見直されています。

■均等割額の軽減

世帯主およびすべての被保険者の総所得金額などの合計	軽減の割合
(33万円+49万円×世帯の被保険者数)以下のとき	2割
(33万円+27万円×世帯の被保険者数)以下のとき	5割
33万円以下のとき	8.5割
かつ、同じ世帯の被保険者全員が年金収入80万円以下で、そのほかの所得がない場合	9割

■所得割額の軽減

(被保険者本人の所得-33万円)の額	軽減の割合
58万円以下のとき	2割

■被用者保険の被扶養者であった人の軽減措置

後期高齢者医療制度に加入する前日まで被用者保険(会社の健康保険などの社会保険)の被扶養者であった人は、均等割額が7割軽減され、所得割額はかかりません。

※これまで国民健康保険を使っていた人は、この特例措置には該当しません。

閩保険年金課(高齢者医療係) ☎ 983・2710

情報

10月分からの半年前納の申込みは8月31日(木)まで  
国民年金保険料の納付は口座振替が便利です

納期ごとに金融機関などの窓口まで支払いに行く手間が省ける口座振替が利用できます。

また、口座からの引き落としを1カ月前倒しすることで月々50円が割引かれる「早割制度」や、半年分などをまとめて納付する割引額の大きい「前納制度」があります。

※口座振替の前納は、現金納付の前納よりも割引額が大きくなっています。

■口座振替の申込方法

口座振替の申込み手続きは、完了までに1~2カ月かかります。

場三島年金事務所または、市保険年金課国民年金係(市役所本館1階)

持預金通帳、金融機関届出印、年金手帳または納付書

※このほか日本年金機構ホームページから口座振替申出書をプリントアウトして、郵送で申込みすることもできます。

■納付方法の種類

納付方法ごとの口座振替の申込期日、割引額などは次のとおりです。

納付方法	申込期日	振替日	納付額	割引額
翌月末振替	随時	翌月末(1カ月分)	16,490円	なし
当月末振替	随時	当月末(1カ月分)	16,440円	毎月50円
半年前納	2月末日 8月末日	毎年4月末日 毎年10月末日	97,820円	1,120円
1年前納	2月末日	毎年4月末日	193,730円	4,150円
2年前納	2月末日	2年に1度 4月末日	378,320円	15,640円

※納付額・割引額は平成29年度の額

閩三島年金事務所 ☎ 973・1166

閩保険年金課(国民年金係) ☎ 983・2606